

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第 回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	松本市 (202029)
地域名 (地域内農業集落名)	神林地区 (川西、川東、寺家、南荒井、町神、下神、梶海渡)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	337 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	311 ha
② 田の面積	317 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	18 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	124 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	87 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・標高600m台の平坦な地形に水稻を中心に白ネギ、セルリー、パプリカやスイートコーンなどの野菜、カーネーションやアルストロメリアなどの花き等を生産する農村地帯となっている。

・農業者の高齢化や後継者不足が深刻な課題である。

・今後の地域農業の在り方、課題解決に向けた検討が始まっている。具体的、根本的な解決に向け、継続的な協議が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物① 水稻を中心とした土地利用型農業を維持しつつ、作業の効率化に資するスマート農業を積極的に導入して集約による団地化(分散錯圃の解消による効率的な耕作)を進める。併せて、生産組織の在り方検討を継続しつつ、後継者やオペレーターを確保・育成する。

主要作物② 野菜 白ネギ、セルリー、パプリカを主要品目に、スイートコーン、ブロッコリー、ズッキーニの生産面積の拡大、果菜類等の栽培面積を維持し、安定生産を進める。

主要作物③ 花き 生産品目の多角化と規模拡大、新規生産者の掘り起こしを実施し、生産者所得の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・水稲・麦・そばなどの土地利用型農地は認定農業者等の担い手への集積を基本とし、野菜・花卉等の畑地利用も既存の栽培者を含む認定農業者等の担い手を中心に集積・集約し、土地利用の効率化を図る。 ・農業、農村環境を保全するために地域内組織の連携により地域活動を行う。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	65.1	%	将来の目標とする集積率
			65.1 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
土地利用型農業(水稲・麦・大豆など)については担い手が利用する団地数を減らし、一方で団地面積の拡大を図り効率化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
担い手を中心に、農地バンクを通じて集積・集約化を進める。農地貸付の意向について要望なき場合は、地区内の担い手耕作者への集積を優先的に検討する。その際、地域内の賃料の平準化について理解を求め、農地の有効利用と流動化・集約に努める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
農業委員、農地利用最適化推進委員、JAを中心に、地域全体の農地バンクへの貸し付け状況や所有者の貸付意向を踏まえつつ調整を行う。その際、農業委員会が公表する市内の平均賃料、地域農業振興ビジョン、貸し手と借り手の意向を考慮中で賃借料等を設定する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・農地、用排水施設及び農道・ため池等の整備による安定的な生産及び自然災害等の被害防止のための事業に取り組む。 ・構造改善未実施農地や不整形農地の圃場整備を検討し遊休化を防止する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・市町村及びJAと連携して、新規就農者の確保及び兼業農家を含む多様な経営体を確保・育成に取り組む。 ・農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】	
①有害鳥獣による被害防止として、引続き進入防止柵や捕獲体制の強化に取り組む。	
②有機農業を推進する。	
③作業効率化に関する情報・技術を域内で共有し、地域の発展と地域ブランドの醸成に取り組む。	
⑩地区の主要農産物の振興、小中学校の農作業体験を通じた食育を推進する。また、地元サッカークラブである松本山雅FCの応援を兼ねて「松本山雅田」での農作業を支援する。	
⑩JA松本ハイランド管内のライスセンターの再編集約や設備の更新を進める。	
⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。	